

## ミラクリン発現トマト (TU-IPI05B-1) (飼料) に係る食品健康影響評価について

### 1. 経緯

遺伝子組換えトマト「ミラクリン発現トマト (TU-IPI05B-1)」(以下「ミラクリントマト」という。)については、平成 29 年 11 月 28 日付けで国立大学法人筑波大学及び株式会社インプラントイノベーションズより遺伝子組換え飼料の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号)第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

### 2. 評価依頼品種の概要

本品種は、ミラクリンたん白質産生能の付与を目的に、トマトにアカテツ科フルクリコ属ミラクルフルーツ (*Synsepalum dulcificum*) 由来の *Mir* 遺伝子を導入したものである。

*Mir* 遺伝子がコードするミラクリンたん白質は、それ自身に甘味はないものの、酸味を甘味に感じさせる作用をもつ。そのため本品種は、粉末加工品の形態で酸味を甘味に誘導する甘味誘導の補助食品としての利用が想定されている。

### 3. 利用目的および利用方法

ミラクリントマトの飼料としての利用目的や利用方法は、従来のトマトと相違がない。